

〔研究ノート〕

ヨーロッパの中のポーランド
：ウクライナ民主化運動への反応

宮 崎 悠

はじめに

2013年11月にキエフにおいて始まった反政府デモは、3ヶ月目に入ろうとする2014年2月17日から18日にかけて、治安部隊とデモの参加者が大規模に衝突し、少なくとも26人が死亡、600人以上が負傷する事態となった¹。これを受け、2014年2月21日付のポーランドの日刊紙『ガゼタ・ヴィボルチャ』は、全面意見広告のカバー頁を付して発行された²。外側の頁には、青空と小麦の畑に由来するというウクライナ国旗を模して、水色と黄の二

-
- 1 田中洋之「ウクライナ：最悪事態に 大規模衝突で26人死亡」『毎日新聞』2014年2月20日、[<http://mainichi.jp/shimen/news/20140220ddm007030153000c.html>]。(2014年3月31日閲覧)
 - 2 “Daj wyraz swojej solidarności z Ukrainą. Przyklej niebiesko-żółta flagę na oknie,” *Gazeta Wyborcza*, 21 lutego 2014. 電子版は“Petycja,” *Gazeta Wyborcza.pl*, [<http://wyborcza.pl/0,133791.html#ixzz2wDEgyFv7>] を参照(2014年3月17日閲覧)。「ウクライナはまだ死せず」は1865年ヴェルビツキー作曲の国歌(1991年9月に法制化)。黒川祐次『物語ウクライナの歴史：ヨーロッパ最後の大国』中公新書、2002年、251頁。ミフニクは、ポーランド国歌「ドンブロフスキのマズルカ」(1797年、ユゼフ・ヴィビツキー作詞)の一節が「ポーランドはまだ死せず」であることから、両民族が歴史上直面した危機の類似を想起している。Adam Michnik, „Szcze ne wmerła Ukrajina...,” in Jarosław Hrycak and Iza Chruślińska, *Ukraina: Przewodnik Krytyki Politycznej* (Warszawa, 2009), p. 8.

色のペンキが塗られたコンクリート・ブロックの壁を背景に、円環状の12個の星、さらにМи з Вами！（われらは君らと共に！）という力強い刷毛書きのメッセージが重ねられている。内側を開くと一転して裏面は灰色に暗く、黒い泥にまみれ嗚咽する男性のクローズアップがある。独立広場（通称ユーロマイダンEuromajdan、欧州広場）における騒乱と犠牲の大きさを強調する一場面である。汚れた拳で目頭を押さえる男性の画像の脇に、ポーランド語とウクライナ語で一編の声明が白く刻まれている。

兄弟たるウクライナ人達へ！

ポーランドは何年も前から自由であり、民主的であり、
欧州連合の中にある。

ウクライナにも、そうなる権利がある！

私たちは「連帯」の時代のように、君達を兄弟たるウクライナ人と呼ぼう。
君たちの独立広場に踏みとどまれ、

破壊させるな、分裂させるな、

勇敢であれ、そして賢明かつ用心深くあれ！

運命が君たちに味方せんことを！

神が君たちに力を与えんことを！

自由な、民主的な、そして公正なウクライナよ、永遠なれ

我々は君たちと共にある。

ウクライナはまだ死せず！ *Szcze ne wmerła Ukraina!*

『ガゼタ・ヴィボルチャ』の意見広告が表明したのは、何よりもキエフの独立広場においてヤヌコヴィチ政権に抵抗する人々への共感であった。呼びかけは『ガゼタ・ヴィボルチャ』電子版にも英語とウクライナ語のヴァージョンを付して掲載されており、ウクライナへの「連帯」を表明する手段としてインターネット上で署名を呼び掛けている。電子版では、上記に訳出した声明に、「今日世界中が、自分自身の本物の声で訴えたウクライナ社会のために、希望と共に、不安や驚きと共にキエフを見つめている。『ガゼタ・ヴィボルチャ』は、それ自体がポーランド平和革命の子であり、今日ユーロマイダンにおいて、君達がかくも勇敢に獲得すべく戦っている自由・デモクラシー・ヨーロッパという諸価値と、特に親しい」（強調原文のまま）の二文が加えられている。同紙は、戦後ポーランドを代表する

知識人であり、「連帯」運動の指導者として知られるアダム・ミフニク (Adam Michnik, 1946-) が編集にあたっており、このメッセージには彼の意向が強く反映されている。「連帯」の時代のように…」という一節が示す通り、共産主義政権に抵抗した経験を持つ世代にとって、ウクライナの民主化運動は、かつて自分たちが行った運動の再現 (となるべきもの) であり、積極的に支援しなければ、自分達の過去を裏切ることになるという責任感にも似た意識がある³。

また、ウクライナ情勢への関心の高さは、単に国境を接しているからだけではなく、第二次大戦に伴う国境変更まで現在のウクライナ領にポーランドの住民が暮らしていたことにもよる。ミフニクがユダヤ系であることは知られているが⁴、父方の家系は、現在のウクライナの土地に起源を持っている。彼の父オズヤシュ・シェフテル (Ozjasz Szechter, 1901-1982) はルヴフ出身であり、ミフニクの祖父母を含む親族の大部分がホロコース

3 独立自主管理労組「連帯」の指導者レフ・ワレサ (Lech Wałęsa, 1943-) は、「ウクライナなくしてヨーロッパなし、ヨーロッパなくしてウクライナなし Nie ma Europy bez Ukrainy i nie ma Ukrainy bez Europy」と述べ、ウクライナのEU入りを支持してきた。2009年2月にキエフで行われたフォーラム・ヨーロッパ=ウクライナに際しての発言を参照。“Wałęsa wzywa Unię, by przyjęła Ukrainę,” *Gazeta Wyborcza.pl*, 27.02.2009. [http://wiadomosci.gazeta.pl/wiadomosci/1,114881,6323559,Walesa_wzywa_Unie_by_przyjela_Ukraine.html]. (2014年3月31日閲覧) 第三回フォーラム・ヨーロッパ=ウクライナについて、同フォーラムのHP [http://www.forum-ekonomiczne.pl/i-v-forum-%E2%80%9Eeuropa-%E2%80%93-ukraina%E2%80%9D/#.UzvzvLNvIU] (2014年3月31日閲覧) を参照。

4 ミフニクは『ガゼタ・ヴィボルチャ』においてポーランド=ユダヤ関係やホロコースト、反セム主義に関する論説を公表している。そのため、彼や『ガゼタ・ヴィボルチャ』はナショナリスティックな右派による攻撃の対象となっており、共産主義的な活動をしていた「ユダヤ人」である父や兄の経歴は「ジドコムナ (ユダヤ共産主義)」として格好の中傷材料となっている。Piotr Kendziorek, “Adam Michnik,” *Żydzi Polscy: Historie Niezwykłe* (Warszawa, 2010), pp. 211-214. 2012年3月には、ワルシャワにあるミフニクの両親の墓が荒らされ、墓碑にダビデの星を模した傷がつけられるという事件が報じられた。Tomasz Urzykowski, “Sprofanowano grób rodziców Michnika na Powązkach,” *Gazeta Wyborcza.pl*, 21.03.2012. [http://wyborcza.pl/1,76842,11383738,Sprofanowano_grob_rodzicow_Michnika_na_Powazkach.html]. (2014年3月31日閲覧)

トの犠牲になりルヴフで殺害されている⁵。ミフニク自身は戦後家族がワルシャワに引っ越してから生まれており、「完全にポーランド流のやり方で」教育を受けて育ったというが、ウクライナ情勢の帰趨には、単にポーランドの「隣国」であるから、という割り切り方では片付けられない当事者意識を示している。

確かに、ルヴフとの繋がりのみを理由にミフニクの当事者意識の全てを説明し切ることはできない。個人的な過去や置かれた環境に彼の言論活動や政治行動の根拠を求めることは、不明確な部分をパーソナリティの所為にする議論につながりやすい⁶。まして、出自に基づく中傷が正当化されることはない。ミフニクにウクライナ問題へのコミットメントを促している幾つかの動機のうち、本稿では、「連帯」の経験がウクライナに及ぼす影響を取り上げる。

これまで第二次大戦後のポーランドと隣接諸国については、国際教科書対話や戦争被害の謝罪など、歴史認識をめぐるドイツとの関係改善プロセスが日本においても関心を集めてきた⁷。対独関係に比べ、一般に取り上げられる機会は多くないものの、ポーランドはEUの東方近隣諸国政策において存在感を発揮しつつあり、東方諸国（ウクライナ、ベラルーシほか4カ国）との統合を推進する東方パートナーシップに積極的に取り組んでいる。一見すると順調に見える東方諸国との関係だが、東に国境を接する

5 ルヴフ (Lw6w) は現在のウクライナ西部の都市、ウクライナ語名リヴィウ (Lviv)。1349年にポーランド領となった後、1356年にマグデブルク法の適用が認められ、カトリック支配層による都市自治がおこなわれた。一時的にハンガリーの支配下に入ったが (1372-87年)、それを除いて18世紀までポーランドに属した。伊東孝之、井内敏夫、中井和夫『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、2002年、113頁。ポーランド領時代のルヴフとユダヤ系住民について、野村真理『隣人が敵国人になる日：第一次世界大戦と東中欧の諸民族』人文書院、2013年を参照。

6 Roger Cohen, "The Accommodations of Adam Michnik: No one said post-Communism was going to be easy," *New York Times Magazine*, 07.11.1999. [<http://partners.nytimes.com/library/magazine/home/19991107mag-europe-michnik.html>]. (2014年3月31日閲覧) 高安健将『首相の権力：日英比較からみる政権党とのダイナミズム』創文社、2009年、32頁。

7 西川正雄『自国史を越えた歴史教育』三省堂、1992年；近藤孝弘『ドイツ現代史と国際教科書改善』名古屋大学出版会、1993年；同『国際歴史教科書対話』中公新書、1998年。

ウクライナとの関係もまた、西のドイツとの間よりも一層複雑な諸問題を抱えている⁸。ロシアとポーランドの狭間に位置するウクライナの政治変動に対して、ミフニクらポーランドの知識人が発言する際、どのような文脈から「欧州連合」や「ヨーロッパ的」価値観を援用しているのか、また、それによってポーランド＝ウクライナ関係がどのように認識されているのか、改めて検討してみたい。

1. 兄弟意識の含意：ポーランド＝ウクライナ関係史の概観

歴史的背景をみるなら、現在のウクライナは、ヴォルガ・ルートからも、キプチャク・ハン国の首都サライからも遠く、本来は肥沃な土地であるが荒れ果てている辺境地域であったという⁹。15-16世紀にかけ、ここにスラヴ系ウクライナ人のコサック集団が形成されていった¹⁰。

ウクライナ人コサックが戦闘集団として結束を高め強大化するにつれて、ポーランド、リトアニア側は、彼らを統制し戦争や防衛に利用しようという政策を採るようになる。コサックの構成員の多くは地主シュラフタ（ポーランド貴族）の下から逃亡した農奴であり、本来ならば捕らえて連れ戻すべき労働力であった。しかし、コサックは既に軍事集団に成長しており、特権と自由を与えて登録コサックとして管理する方が現実的であった¹¹。

-
- 8 両大戦間期のポーランドにおいて最大の人口規模をもったマイノリティ集団はウクライナ人であったが、第二次大戦後の国境線変更に伴い、その多くはソ連領内に含まれることになり、また、新ポーランド領内に残留した約70万人のウクライナ人は、旧ポーランド東部領のポーランド人と住民交換という形で退去させられた。公式にはウクライナ住民の「自由意思」による退去とされてきたが、実際にはポーランド側の軍の動員をも伴う強権発動や暴力的排除が行われたことが明らかにされている。こうしたウクライナ人排除のプロセスは、権力基盤の脆弱なまま政権を掌握した共産主義勢力が、自らをポーランド民族の利害の擁護者と位置付けることで、新生ポーランド国家の単一民族国家志向を顕在化させた結果起こったと指摘するものに吉岡潤「ポーランド共産政権支配確立過程におけるウクライナ人問題」『スラヴ研究』2001年、48巻、67-91頁。
- 9 「蜜の流れる地」というウクライナのイメージは、16世紀中頃、辺境地域の豊かな資源に着目するポーランド・シュラフタ層に広く共有されていた。小山哲「われもまたインドに至らん：近世ポーランドにおける「新世界」認識とウクライナ植民論」『人文学報』2001年、85巻、9-10頁：伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』111頁。

コサック指導者ペトロ・サハイダーチヌイ（Petro Konaševič-Sagajdačnij,-1622）の時代には、都市キエフが再建され、正教の聖職者が保護されて集まるウクライナの文化的・宗教的中心となった。キエフが東欧の一大文化センターとなったことは、ポーランド・カトリック（特にイエズス会¹²）の圧力からキエフを解放し、ウクライナのコサックを、単なる戦闘集団ではなく、正教信仰を核とした共同体意識をもつ集団へと変える要因になった。他方において、ポーランド国家が登録コサックとして認める人数は限られており、コサック社会内部での特権を持つ者と持たない者との不平等の拡大や、数を増す非登録コサックの不満の高まりを招いていた。¹³

ポーランド国家の統制が強まりコサックの自治が抑圧される中、1637年には大規模な反乱が起こる。コサックの指導者ボフダン・フメリニツキー

-
- 10 ポーランド語で書かれた近世のウクライナ植民論のうち最も独創的かつ体系的な議論を展開したのはシュラフタ出身のカトリック聖職者ピョートル・グラボフスキ（Piotr Grabowski）であったとされる。グラボフスキのウクライナ植民論は、窮乏したシュラフタを送り込む「約束の地」としてウクライナを位置づけており、貧しいシュラフタに広大な所領を持たせ、身分相応の農場経営をさせることが可能になると考えていた。土地の確保については、異教徒の土地を軍事力によって占拠していけば、植民地はどこまでも膨張可能であるとした。また、農場の労働力は、賦役農民や敵国から連れてきた捕虜のほか、ポーランド王国中心部の社会からはみ出した「浮浪者」や犯罪者を投入するとした。このように、ウクライナはポーランド王国領の社会的規範から逸脱した人々や人口過剰のシュラフタを吸収する場であると同時に、支配身分の誰もが肥沃な資源の恩恵を受けられるユートピアとして想定されていた。小山「われもまたインドに至らん」11-16頁。しかし現実には、労働力として期待された農民や犯罪者のコサック化が起こり、彼らが独自に平等と自由に基づくコミュニティを形成し、ポーランド側に想定の変更を迫ることになる。伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』157頁。
- 11 伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』162-163頁。
- 12 イエズス会は1564年にポーランドに導入され、海外ではなくポーランド東部辺境領域にこそ植民地とすべき身近な「新世界」・「もうひとつのインド」があるという考えをポーランド王権と共有し、東方正教会の信徒の取り込みを重要な活動目的とした。ウクライナは、東部辺境地域に想定され得る複数の「もうひとつのインド」の中でも、当時のポーランド・シュラフタにとって最も可能性に満ちた空間であり、長期的な入植が進められた。小山「われもまたインドに至らん」7-8頁。
- 13 伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』165頁。

(Bohdan Mikhailovich Khmel'nitskii, 1595-1657) は、元々は登録コサックのエリートであったが、反乱に連座したためにポーランド貴族によって領地を奪われた。再起をはかるフメリニツキーはヘトマン（頭領）に選出され、クリミア・ハン国やドン・コサックにも援助を呼び掛けてポーランド軍に勝利する。そして、奪還した自らの領地に事実上のウクライナ政府を形成した。

しかし、フメリニツキーの乱が始まって以降、戦乱の中で逃亡してきた農奴のコサック流入が続き、新しく増加した非登録コサックの不满は、ポーランドと妥協したフメリニツキーにも向けられるようになる。コサック内部での対立が顕在化する中、クリミア・タタールがポーランド側の説得に応じて撤退すると、ウクライナ・コサック軍は総崩れとなった。この惨敗から、ウクライナが単独ではポーランド軍に抗しきれないこと、クリミア・タタールの支援があてにならないことを自覚したフメリニツキーは、新興の正教国ロシアを協力相手に求める。そして、1654年にモスクワのツァーリ、アレクセイ（Aleksei Mikhailovich, 1629-1676）との間にペレヤスラフ協定が結ばれた。これにより、ロシアはコサックの自治を認め、ウクライナはロシア・ツァーリの宗主権を認めたとされる。ただし、ウクライナはロシアとの「永遠なる結合」をここに求めたわけではない。1656年には早くも厭戦気分に押されたモスクワがポーランドとの講和に動いており、フメリニツキーはモスクワの意向を無視して独自にポーランドと戦わざるを得なかった¹⁴。

その後、フメリニツキーの乱によって成立したウクライナ・コサックの国家（ヘトマン国家）は、アンドルソフ講和によって、ドニエプル川の左岸（ロシア領）と右岸（ポーランド領）とに分割された。ポーランド領では1700年にヘトマン体制が廃止され、18世紀を通じて正教を信仰するウクライナ農民とコサックが、ポーランド・カトリックに対する大規模な反乱を繰り返した。1734、50、56年の反乱の際には、ポーランド政府の要請によってロシア軍が鎮圧に出兵した程である。

18世紀後半、今度はポーランドが分割され、ポーランド領ウクライナはガリツィア（オーストリア領）を除きロシア領に組み込まれる。ヘトマン体制はロシア領左岸にのみ残ったが、次第にその自治は制限されていった。

14 伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』170頁。

最終的に、エカチェリナ二世 (Ekaterina II, 1729-1796) が1764年にヘトマン政府を廃止し、1775年にはザポロージェのコサックの本営が征服される。さらに1783年に地方行政組織に至るまでヘトマン国家体制を完全に廃止し、かつてのヘトマン国家はロシア帝国直轄の「小ロシア」(マロロシア)と名付けられ、ウクライナとロシアの歴史的差異は当局の手で抹消された。ロシア内のドン・コサックには許されていた自治がウクライナ・コサックには許されず、徹底したロシア化と植民地化が進められ、ロシアからの移民によってキエフはあたかも古来ロシアの都市であるかのような様相に変化した。¹⁵

19世紀に入ると、ロシア支配下のポーランドにおいては独立を目指す蜂起が繰り返され、ロマン主義的なポーランド・ナショナリズム運動の高まりと、それに対する鎮圧とが相次いだ。1830年の十一月蜂起、1863年の一月蜂起は対ロシア反乱の中でも最大規模であった。一連の武装蜂起の敗北は次世代のポーランド人に近代的ネイションの創出を迫る結果となり、また同時に、ウクライナ・ナショナリズム運動の立ち上がりに影響を及ぼした。例えば、ウクライナの国民的詩人タラス・シェフチェンコ (Taras Hryhorovych Shevchenko, 1814-1861) は、作中において反ポーランド的な姿勢を鮮明にし、シュラフタやカトリック聖職者への反感を示している(とりわけウクライナ＝ポーランド関係史を扱う場合に)。しかし、そもそも民族的・政治的諸問題へと彼の眼を開かせたのは、ポーランドの民族的

15 ノーマン・デイヴィス『ヨーロッパ：Ⅲ近世』別宮貞徳訳、共同通信社、2000年、135-136頁；伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』172-174頁。ロシア帝国南西3県(キエフ、ポドリヤ、ヴォルィニ)において「ロシア人」という呼称は、大ロシア人、小ロシア人、白ロシア人の総称であった。当時の用語法における帝国南西地方の「ロシア化」とは、大ロシア化ではなく、東スラヴ化を意味していた。つまり、第一義的には脱ポーランド化、第二義的には脱ユダヤ化であった。この時、ウクライナ人「現地住民」は、当時の公式用語法によれば元々「ロシア人」なのだから本来「ロシア化」の対象とはならず、「数世紀にわたるポロニズムの影響から現地住民を解放する」という文脈においてのみ「ロシア化」されえた。松里公孝「19世紀から20世紀初頭にかけての右岸ウクライナにおけるポーランド・ファクター」『スラヴ研究』45号、1998年、106-107頁を参照。Cf. ベラルーシ史における「西方ルーシ主義」とロシア化について、早坂真理『ベラルーシ：境界領域の歴史学』彩流社、2013年、71-74頁。

蜂起という「先例」であったとされる¹⁶。

19世紀後半には、ロシア政府はウクライナ人に対して厳しいロシア化政策を課し、ウクライナ語による出版を全面的に禁じ、劇・歌謡・講演をも禁じる弾圧措置を取った。文化活動を規制されたウクライナ人は、合法的な活動の自由が認められていたオーストリア領ガリツィアに逃れ、やがてガリツィアが民族運動の中心となっていく¹⁷。しかし、東ガリツィアは第一次大戦で一時ロシア軍に占領され、徹底したウクライナ人の弾圧とロシア化政策にさらされた。

1917年、二月革命の後には、キエフにウクライナ中央ラーダ政府が成立する。ここで軍隊のウクライナ化等をめぐってロシアの臨時政府と厳しく対立し、十月革命後、ソビエト・ロシアは軍を送ってキエフを占領する。その後、ドイツ軍との協力期や内戦を経て、1920年にはソビエト権力がウクライナに確立するが、過酷な穀物徴発政策によって翌21年夏までに約100万人の農民が飢饉により死亡したとも言われる。1922年末にロシア、ベラルーシ、ザカフカスと共にウクライナはソ連邦を形成するにいたった。

16 シェフチェンコは十代の時、ワルシャワ滞在中に十一月蜂起を目撃し、この経験が政治的覚醒の契機となった。彼はポーランド文学、特にアダム・ミツケヴィチ (Adam Mickiewicz 1798-1855) に興味を持つようになり、ポーランド語の習得を通じて、ロシア語のみが唯一のスラヴ語ではないことに気づかされ、そこからウクライナ民衆の言葉に関心を持つようになった。この意味において、彼はポーランド人への連帯感を示し、オレンブルクへの流刑中にはポーランドからの政治難民とも親しい関係を築いた。Alexei Miller, *The Ukrainian Question: The Russian Empire and Nationalism in the Nineteenth Century* (Budapest, New York, 2003), pp. 52-53; Jeong-Sook Hahn, "The Cyril and Methodius Brotherhood and the Modern Ukrainian National Identity" (paper for the 22nd Conference on Ukrainian Subjects, 2003. 6. 22. University of Illinois, Urbana-Champaign, USA).

17 ポーランド分割後のガリツィアにおいては、ウィーン政府の民族分断策の結果、ウクライナ民族主義運動が既に活発化していた。分割支配下のポーランド人もまた、政治活動の自由を求めてロシア領からガリツィアに流入したが、ポーランド人の独立運動と、ウクライナ人の自治要求とは、潜在的に対立するものであった。1918年11月には、ガリツィアにおいて、ポーランド共和国と西ウクライナ人民共和国の二つの政府が独立宣言を発する。約一年に及ぶ「ポーランド＝ウクライナ戦争」の後、ポーランドの勝利によって西ウクライナ人民共和国は崩壊し、ガリツィアはポーランドの支配下に入った。吉岡「ポーランド共産政権支配確立過程におけるウクライナ人問題」69頁。

一時はウクライナ化政策が進められたが、1930年代には一転してロシア化政策に逆行することになる。さらに1929年から開始された「上からの改革」の強制的な農業集団化と過酷な穀物徴発により、1933年前後には農村人口の10%近くが飢饉により失われた¹⁸。

こうした中、1941年6月の独ソ戦の勃発は、ウクライナにとってスターリン体制からの解放の兆しとなる、という受け止め方もあり、開戦期には、それまで主にポーランド領内で活動していたウクライナ民族主義者組織(OUN)¹⁹がドイツ軍に協力し、ソ連への攻撃が開始されると逸早くウクライナ入りした。リヴィウ(ルヴフ)でのソビエト戦に勝利したOUNはウクライナ独立を宣言するが、ドイツ軍はこれを認めず、ウクライナはナチス・ドイツの植民地とみなされた。42年10月頃、OUNの諸部隊を統合して結成されたウクライナ・パルチザン軍(UPA)は、ドイツ軍に対してゲリラ戦を開始し、また、ドイツ軍撤退後も反ソ独立を掲げてソビエト軍との戦争を続けたが、50年代半ばまでに鎮圧された²⁰。

1960年代には再びウクライナ化政策がとられ、粛清されたウクライナ人

18 富田武教授の深いご学恩に心より感謝する。ウクライナにおける農民の抵抗の様相について富田武『スターリニズムの統治構造：1930年代ソ連の政策決定と国民統合』岩波書店、1997年、23-27頁。大飢饉の推定死者数についてO. フレヴニェック『スターリンの大テロル：恐怖政治のメカニズムと抵抗の諸相』富田武訳、岩波書店、1998年、28頁。反抗的な農民を標的とする穀物調達テロルとウクライナ民族主義の抑圧を目的とする民族テロルの関係についてテリー・マーチン『アフターマティヴ・アクションの帝国：ソ連の民族とナショナリズム、1923～1939年』半谷史郎監修、荒井幸康、渋谷謙次郎、地田徹朗、吉村貴之訳、明石書房、2011年、377-378頁。1991年以降、ウクライナ史の再構築が進められ、「新しい国民の歴史」の需要に応じ、ウクライナ通史の刊行が相次いでいる。光吉淑江「ヤロスラフ・フリツァーク著『ウクライナ史概略—近代ウクライナ民族の形成—』『スラヴ研究』46号、1999年、277-278頁を参照。ソ連時代にはタブーとされたテーマについても資料が公開され、新しい解釈が示されている。特に1932-33年の大飢饉については、人為的に引き起こされたものであるという見方が出ており、犠牲者を殉難のシンボルと位置付けることで、多くが農村出身者(ないし都市居住第一世代)であるウクライナ人のアイデンティティを依拠させようとする「歴史政策」が採られていると指摘するものにMarcin Wojciechowski, “Ukraina buduje swoją historię,” *Gazeta Wyborcza.pl*, 24.01.2014. [http://wyborcza.pl/magazyn/1,135763,15333343,UKRAINA_BUDUJE_SWOJA_HISTORIE.html]。(2014年3月31日閲覧)

の名誉回復が行われた。他方で、1972年には反体制派の大量逮捕が行われ、76年11月には人権擁護団体ウクライナ・ヘルシンキ・グループが結成されたが、彼らもまた逮捕された。

1986年以降は、ペレストロイカの下、第三のウクライナ化ともいうべき民族運動の活発化が見られた。それと同時に、ウクライナ語の地位向上が図られ、歴史の見直し作業が進められた。また、87年にはウクライナ・カトリック教会再建委員会が結成され、ユニエイト教会の合法化を求める公然活動が開始された。当初、ソ連政府とウクライナ政府はユニエイトの公然活動を弾圧する方針を取ったが、問題が先鋭化するにつれ、信仰のみならず、良心的兵役拒否や複数政党制の容認、国旗の復活、ウクライナ独立記念日の祝日化など、民族運動としての要素を取り込んでいった。1989年末にはミハイル・ゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev, 1931-）がヴァチカンを訪問し、ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世（John Paul II, 1920-2005）との会見においてユニエイト＝ウクライナ・カトリック教会の合法化を約束するに至る²¹。

こうして、言語、文化、宗教的な復権の運動として始まったウクライナの民族運動は次第に政治的主張へと進んでいき、「ペレストロイカのためのウクライナ人民運動」（通称ルーフ）が1990年3月のウクライナ最高会議選挙をきっかけに急進化し、共産党主流派との対立が鮮明になると、選

19 戦間期ポーランド東部領において、ウクライナ人住民は多数を占めていたが、地主・都市住民であるポーランド人が行政機関を独占し、分割以前のような支配民族的な態度で同化主義的にウクライナ人などの民族的マイノリティを扱っていた。一例をあげれば、オーストリア支配下よりも、戦間期ポーランドの方が、ウクライナ語の教育環境が悪化したとされる。ウクライナ人は反ポーランド意識を先鋭化させ、急進的民族主義者により、1929年に諸組織を統合して「ウクライナ民族主義者組織（OUN）」が結成された。OUNはポーランドの議会選挙ボイコットや、時にテロも行い、ウクライナ人社会に少なからぬ影響力を持った。吉岡「ポーランド共産政権支配確立過程におけるウクライナ人問題」70頁。

20 伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』322-323頁。

21 ヨハネ・パウロ二世の「二つの肺」論について、また、本稿冒頭に引用した『ガゼタ・ヴィボルチャ』の声明が「神」に言及した際、ポーランドのローマ・カトリック信仰とユニエイトとの関係がどのように意識されていたかについては、他稿において検討したい。伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』328-339頁。

挙直前の声明において、ルーフは初めてウクライナ独立を主張した。そして、90年7月にはウクライナ最高会議が主権宣言を採択する。これは、ソ連邦の中で喪失していた主権を回復するという宣言であった。90年秋にはキエフの広場に学生達がテントを張ってハンストを開始し、ヴィターリー・マソル首相（Vitali Masol, 1928-）を辞任に追い込んだ。1991年8月19日のクーデターに際しては、ウクライナ側はこれを支持せず、8月24日のウクライナ最高会議において独立宣言を可決する。同年12月の国民投票においては圧倒的多数で独立が承認され、同日行われた大統領選挙においてレオニード・クラフチューク（Leonid Kravchuk, 1934-）が初代大統領に選出された。ウクライナの独立が国内において確認されたのを受け、対外的にはポーランドが最初にウクライナ独立を承認した。²²

2. 「連帯」は再現されるべきか

ウクライナはポーランドとロシアの狭間であって、双方からの同化や包摂の圧力・引力にさらされつつ独立を模索してきた。ポーランド＝ウクライナ関係史をごく簡単に振り返ってみても、本稿冒頭に紹介した『ガゼタ・ヴィボルチャ』による「兄弟たるウクライナ人」という呼びかけは、必ずしも素朴な共感や応援に留まらない含意を継承している。スラヴ諸族の間で自分達を兄弟関係になぞらえる擬制はしばしば行われてきた。一例をあげるなら、1939年9月17日、「兄弟民族たるウクライナ人、ベラルーシ人の保護」を名目として赤軍がポーランド領内へ越境・侵攻した際、一部のウクライナ系住民はこれを歓迎した²³。「兄弟」であることは、極めて親

22 伊東、井内、中井『ポーランド・ウクライナ・バルト史』368-339頁。旧ソ連からのユダヤ人移民の促進に関心を寄せるイスラエルもまた、逸早くウクライナ独立を承認し、他のCIS諸国に先駆けて外交関係を結んだ。赤尾光春「ディアスポラの聖地：ウクライナで復活したユダヤ人巡礼から見えてくるもの」平成19年度北海道大学スラブ研究センター公開講座『拡大する東欧』、4頁 [http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/kokai/2007/akao.pdf]。(2014年3月31日閲覧)

23 こうした反応の背景には、戦間期ポーランドにおいては、独立を回復したポーランド・ナショナリズムの高揚がある一方、最大のマイノリティ集団であるウクライナ民族の自立志向の高まりがあり、国内の統合は困難な状況であった。吉岡「ポーランド共産政権支配確立過程におけるウクライナ人問題」70頁。

しい間柄の表現である。理屈抜きで助け、助けられるべき相手、とも言い換えられる。ただし、自分と連続する・由来を同じくする者である（ゆえに融合できるはずである）という意識や、先進する者と後を追う者の間の長幼の序列意識を反映してもいる。過去にポーランドは、脱ウクライナ政策と表裏一体にポーランド化を課した。他方において、ポーランドがウクライナと共にロシアに対抗し戦った過去を選び出すことも可能である。それらをふまえた上で、どのような根拠により自分達を「兄弟」とみなすかは、極めて恣意的な選択となる。先の声明には、「私たちは「連帯」の時代のように、君達を兄弟たるウクライナ人と呼ぼう」という一節がある。ここでいうポーランド＝ウクライナ間の「兄弟」関係が、「連帯」の成功経験に由来することを前面に出し、それ以外の文脈を後退させている。

確かに、「連帯」運動はウクライナの民主化の進展において「先行事例」として参照され、一定の影響力を及ぼしたとされる。1980-81年の「連帯」革命は、ポーランド以外の社会主義国には波及しなかったし、89年の体制転換はポーランド・モデルの汎用性よりも、国際関係の変化ゆえに東欧諸国に連鎖的反応を起こした。また、「円卓会議」方式は、ハンガリーや東ドイツなどでも試みられたが、ポーランドの場合のように持続性のある新体制の基礎付けとはならなかった。そうした中、例外的にウクライナについては、時間差をおいてポーランドと類似した発展（国家的独立の後、不安定な民主主義から独裁を経て、妥協的な民主化協定によって深刻な危機を回避する）が見られたと伊東孝之は指摘する²⁴。

ウクライナにおける円卓会議は、2004年12月、「オレンジ革命」²⁵の締めくくりとして開かれ、親欧米派のユシチェンコを支持する「オレンジ陣営」とヤヌコヴィチ支持派の間で協議が行われた。両者が妥協した結果、大統領選挙のやり直しと、当选した大統領に制限を課す議院内閣制の導入がなされる。やり直し選挙によって、ユシチェンコは大統領に選出され、ティモシェンコを首相に指名した。しかし、その後エリート間の団結力は急速に低下し、半年のうちにオレンジ勢力は分解した²⁶。

こうしてみると、ウクライナの場合、両陣営の協定は一時的には効果を持ち民主主義の導入に役立ったと言える。しかし、エリート間の協定は厳

24 伊東孝之「第三の民主化の波におけるポーランド『連帯』運動」、関口時正、田口雅弘編著『ポーランド「連帯」運動とその遺産：民主化と変革』フォーラム・ポーランド2010年会議録、ふくろう出版、2011年、24-26頁。

密には非民主主義的な手段であり、それが繰り返し用いられてきた2000年代以降のウクライナ政治は安定的な民主主義体制を確立できなかった。民主化協定は国の統治原則を定める機会であり、憲法の前段階（適切に確定され成文化されれば憲法ともなりうるもの）であった。協定を立憲主義への出発点とする機会を逃し、単なるエリート間の妥協に終わらせてしまったことが「オレンジ革命」の残した苦い教訓であった。「連帯」という民主化アクターを先例とする、「協定による民主化移行」を促す民衆のデモは、体制転換の起点を定める上で効果的ではあっても、「市民社会」や法体制の整備が追い付かない限り耐久性をもちえない²⁵。その意味において、ミフニクやワレサらによるウクライナ支援の方向性には、ウクライナ社会自体が成熟するのを待たねばならないという限界があり、民主化デモの即効性と社会的成熟までのタイムラグというジレンマを抱えることになる²⁶。

25 ウクライナでは2004年10月31日に大統領選挙が実施され、親ロシア派のヤヌコヴィチ首相は親欧米派の元首相ヴィクトル・ユーシチェンコ（Wiktor Juschtschenko, 1954）候補に敗れた。しかし、11月21日の決選投票ではヤヌコヴィチの得票率がわずかに上回り、当選と公表された。これに対しユーシチェンコ支持者が不正を理由に大規模な抗議運動を行い、連日数万から数十万の民衆が政権の不正と腐敗、非民主主義を糾弾する抗議集会を開いた。最高会議、最高裁判所はやり直しの決選投票を支持し、12月26日の決選投票ではユーシチェンコが大統領に当選し、2005年1月23日に就任式が行われた。藤森信吉「ウクライナ：政権交代としての「オレンジ革命」」、藤森、前田弘毅、宇山智彦著『「民主化革命」とは何だったのか：グルジア、ウクライナ、クルグズスタン』北海道大学スラブ研究センター、2006年、35-37頁；袴田茂樹「ロシア・中央アジア圏」『知恵蔵2007』204-207頁。

26 藤森「ウクライナ」37-39頁。ウクライナの政党システムは一貫して断片化し、多数の政党が分裂・消滅して議会に安定した多数派の支配政党が生まれるのを困難にしていた。オレンジ革命に伴う憲法改正以降、議会多数派が首相候補者を大統領に提案し、これに基づいて大統領が首相を任命する方式が採られ、議会多数派を形成することが不可欠になった。それにもかかわらず、どの会派も単独では多数を得られないために連立工作が複雑化し、会派間の対立・競争は一層激化。ユーシチェンコ大統領在任中（2005年1月-2010年2月）には延べ4人の首相が任命され（ティモシェンコは二度任命）、議会会派間では連立のために可能な全ての組み合わせが試され、解体した。大串敦「支配政党の構築の限界と失敗：ロシアとウクライナ」『アジア経済』54巻4号、2013年12月、156-157頁。

27 伊東「第三の民主化の波におけるポーランド『連帯』運動」24-26頁。

3. 空文化する中心への逆流

2010年代のウクライナ民主化運動に対するポーランド側の共感は、しかし、旧来の選択的な兄弟意識のみで説明できるであろうか。以下では、ウクライナ論における「ヨーロッパ的」価値の援用から、新たなポーランド＝ウクライナ関係の模索を読み取ってみたい。

先に引用した『ガゼタ・ヴィボルチャ』の声明は、「ポーランドは何年も前から自由であり、民主的であり、欧州連合の中にある。ウクライナにも、そうなる権利がある！」と訴えた。ここには、ポーランドとウクライナが、共にソ連時代に共産主義陣営を構成していたという「共通の出自」から兄弟関係が想起され、ポーランドが「年かさの兄」として先んじて「ヨーロッパ」入りをし（あるいは失われていた本来の地位へ「復帰」し²⁹）、そこへ「弟」たるウクライナを適切に導き入れる、という構図があった³⁰。この時ミフニクラが目指す「欧州連合」「ヨーロッパ」は、「連帯」運動における民主化の目的の延長線上にあった。しかし、一時的な民主化デモの成功が「話し合い」の場の設定に役立つとしても、ウクライナ社会それ自体の中に民主化のプロセスが定着しないかぎり、エリート間の談合による危機回避が繰り返されるのみであった。「連帯」運動の延長戦として、ポーランドの活動家がてこ入れすることは、あくまで補助的な支援に留まらざるをえない。

28 ポーランドにおいて「連帯」による民主化が成功したのは、「連帯」運動以前から市民社会の伝統が強く、共産党政権下にあってもカトリック教会や知識人の組織が強い自律性を保っていたためとされる。「連帯」はいわば、既存の市民社会の伝統を補強したのみであった。伊東「第三の民主化の波におけるポーランド『連帯』運動」23-24頁。

29 2004年のEU加盟に歴史的根拠を付与する意図もあってか、ポーランドにおいては、ヨーロッパ統合構想のプロトタイプとして、15世紀のリトアニアとの合同など、かつての連合関係を再評価する試みがなされている。Andrzej Borzym, Jereni Sadowski, *Polscy Ojcowie Europy* (Warszawa, 2007)。

30 EU加盟に関し、時にウクライナの指導部よりもポーランドの方が意志堅固であった。

Tatiana Zhurzhenko, “Memory Wars and Reconciliation in the Ukrainian-Polish Borderlands: Geopolitics of Memory from a Local Perspective,” in Georges Mink and Laure Neumayer eds., *History, memory and politics in Central and Eastern Europe: Memory Games* (Basingstoke, 2013), p. 178.

こうした限界を認識した上で、では、ウクライナの現状にどのような態度をとることが可能であったろうか。『ガゼタ・ヴィボルチャ』の意見広告より2日早く、2014年2月19日付で『政治評論』が掲載した新左翼の論客ミハウ・ストフスキ (Michał Sutowski, 1985-) の論説「ウクライナは私達の無関心を許さない」³¹を手掛かりに考えてみたい。この文章が公開された時点では、未だヤヌコヴィチ政権は倒れておらず、政権側による自国民への暴力的抑圧はピークに達しており、大規模衝突が多数の市民を「殺している」事態が逐次伝えられていた³²。

「親愛なるEU、親愛なる合衆国！ 私達はもう、君達の道徳的支援を必要としない。何かしろ、でなければ消え失せろ」——Facebookで出回っているというこのメッセージをストフスキは引き合いに出し、数週間前からキエフの独立広場において抗議活動をしている人々、あるいは彼らに共感するウクライナの民衆の気分を伝えている、という。ウクライナの運動が、デモクラシーや自由、公正といった、「ヨーロッパ的諸価値」としてイメージされるものを目指しているにも関わらず、「西側基準」の出処である欧米諸国の反応が薄いことへの苛立ちと落胆のメッセージである。確かに、ティモシェンコが解放され、ヤヌコヴィチが逃亡した後、一旦落ち着いたかに見えた事態はロシアによるクリミア占領へと急速に展開し、ウクライナ問題は国際政治の最優先議題となったが、そうなるまでは2013年末から続いていたキエフの抗議活動に対して強制排除が行われても西側諸国の反応は冷淡であった³³。「EU諸国が暴力的衝突に対して発する同情や弔慰は、せいぜい、衝突で打ちのめされ、病院から連れ去られて逮捕され、拷問され、脅迫メールに追いつめられた人々を、さらなる興奮へ導くのみ

31 Michał Sutowski, “Ukraińcy nie wybaczą nam obojętności,” *Krytyka Polityczna*, 19.02. 2014. [http://www.krytykapolityczna.pl/artykuly/ukraina/20140219/sutowski-ukraincy-nie-wybacza-nam-obojetnosci]. (2014年3月31日閲覧) 以下引用中の強調は筆者。ストフスキは雑誌『政治評論』の主任編集者。『政治評論』の沿革についてKrytyka Polityczna [http://www.krytykapolityczna.pl/krytykapolityczna] を参照。(2014年3月31日閲覧)

32 2014年2月22-23日付(土日合併号)の『ガゼタ・ヴィボルチャ』第一面は「100人以上殺害：ウクライナの自由の代償」と題して、マイダンにおいて2月20日に死亡した24人のスナップ写真を掲載。下段にはミフニクの論説「兄弟よ、私たちは君たちに感嘆する」が附された。Adam Michnik, “Bracia, Podziwiamy Was,” *Gazeta Wyborcza*, 22-23 lutego 2014.

で、実質的な支援にはならない」というストフスキの批判は、衝突の様子や犠牲者個人のプロフィールが刻々と伝えられ、いま「殺人が行われている」という実感をもった報道がなされていたポーランドと、旧加盟諸国との温度差を示している。しかし、ここでストフスキが打ち出す解は、EUの「道義的支援」に対する苛立ちに共感しながらも、それでもモラルに賭けようというものである。「もしもパトスと大言壮語が政治において、いつかグロテスクでない意味を持つときがあるなら、それは、まさにこのような状況」であり、「決然とした行動の欠如が意味するのは——少なくとも意味するべきなのは——EUにとってのモラルの破局である」とストフスキは断じる。さらに、ウクライナの人々は「何よりも自分たちの国におけるデモクラシーをかけて戦っているのであって、あれこれの地政学的転換のためではない。確かに、彼らの将来はキエフにおいて決まるのであって、ブリュッセルにおいてではない。この事実は変わらない。しかし、西側から見放されている空気、ウクライナ人の熱意に対するEU諸国の政治的エリートや世論の受け身な態度」は、「社会的コンフォームイズムや諦めについての、またとない教訓を与えるだろう」と警告し、ウクライナという「東方パートナーシップの辺境」において、ヨーロッパ的諸価値の実現を誠実に支援するか否かが問われていることを強調する。

ポーランドやハンガリー、チェコ、スロヴァキア等、2004年に新たに加盟した旧東欧諸国とは異なり、ウクライナやベラルーシなどの国々に対して、EUはいまだ加盟の公式コミットメントをしたことがなかった。そのため「一定条件を満たした旧東欧諸国への加盟国拡大」という原則や、新興民主国の加盟を長期的・安定的に支援するというレトリックに囚われる

33 EU諸国の現状理解は、ヤヌコヴィッチ政権崩壊後もなお新規加入国を含む東欧諸国との間に距離感を残しているとする見方もある。エストニアの大統領トーマス・イルヴェス (Toomas H. Ilves) は、「現在我々の義務はウクライナ擁護のために立ち上がることであり、遠く東方の国であるからという理由でこの問題の重さを判断すべきではない」とワルシャワ訪問に際し述べている。さらに、ポーランドやエストニアに比べ、西側諸国はウクライナ問題についてあまり重視していないとし、両者の理解の隔たりの大きさを指摘している。“Prezydent Estonii: musimy stawać w obronie Ukrainy,” *Gazeta Wyborcza.pl*, 19.03.2014. [http://wiadomosci.gazeta.pl/wiadomosci/1,114877,15651340,Prezydent_Estonii__musimy_stawac_w_obronie_Ukrainy.htm]. (2014年3月31日閲覧)

理由が、ウクライナに関してはない、とも解されうる³⁴。その反面、これまでEUは、良き統治、民主主義的規範、法の支配、人権の尊重及び促進の強化を最終的な目標とする治安部門改革（SSR）に取り組んでおり、拡大政策や近隣政策においても重要な地位を占めてきた。SSRの対象は、狭義の脆弱国家に留まらず、より広く良き統治や法の支配、民主的原理、人権の尊重へ向かう途上の国々とされ、その中にはウクライナが想定されていた³⁵。ストフスキらが、ウクライナの現状を無視することはEUのモラル崩壊を意味すると主張するのは、この文脈においてである。

自ら進んで「レトリックに囚われながら」加盟し、民主化支援に加盟の正統性を求めるポーランドは、ウクライナへの拡大についても積極的に「レトリックに囚われる」形で進める必要がある、という立場をとる。ストフスキはこの時点でEUが積極的にヤヌコヴィチ政権に圧力をかけ、自国民への暴力行使をやめさせるよう求めている。元来西側が提起したものでありながら、現実には内部の浸食が起こっているデモクラシーや公正といった「価値」の実現を、EUと域外の境界線を挟むポーランド＝ウクライナ地域においてこそ字義どおりに求める。高い理念の内実が空洞化しつつあるEU中枢へ、辺境から価値観の逆流を起こそうというのである。

おわりに

ミフニクを始め、冷戦終結から2010年代に至るまでウクライナにおける民主化運動に対して協力的であったポーランドの知識人の言説は、在ポーランドのウクライナ人活動家から好意的に受け止められているように見える。それでも、メッセージに現れるキーワードは、歴史的文脈から完全に自由ではない。

この問題について、ミフニクは、ウクライナの歴史家ヤロスワフ・フリュツァーク（Jarosław Hrycak, ウクライナ語ではYaroslav Hrytsak, 1960-）³⁶の仕事を通じ、自身の歴史観に現れた変化を述べている。ミフニクはかつて「ウクライナの歴史は、休みなく続く反乱・戦争・災害・飢饉・侵略・軍のクーデター・裏切り・論争・陰謀の、絶えることのない連続である」という考えに同意し、1960-70年代には「ウクライナ人はヨーロッ

34 遠藤乾『統合の終焉：EUの実像と論理』岩波書店、2013年、198頁。

35 五十嵐元道「平和構築におけるEUの規制力とその限界」遠藤乾、鈴木一人編『EUの規制力』日本経済評論社、2012年、244-245頁。

パの最も不幸な民族である」と考えていたという。しかし、フリッツァークはこうした見方を共有せず、「ウクライナの歴史の正常さnormalność」を前提に通史を書き直した。ウクライナ史は他の諸民族の歴史と比較して、良くも悪くもなく、例外的でもない。自前の国家を持っていなかった、外来の諸政府の犠牲者であった、という従来の歴史の語り方に込められていた確信が、ウクライナ人が他より劣っているという自意識を「正統化」しているのだ、というフリッツァークの見解をミフニクは重視する。ここに見出されるのと類似した傾向を、ポーランドやベラルーシ、リトアニア、アルメニア、あるいはユダヤの歴史の語り方が共有しているからである。これら民族のそれぞれが、自分たちの歴史は他の諸民族よりも悲劇的である、と確信しがちである——特に1991年以降顕著になっているが、そうした手法で描かれるウクライナの歴史に、フリッツァークは意義を見出さないのである。

過去の悲劇は、栄光と等しく自己愛の対象となる。これに対し、加害者となった歴史に向き合うことは、必ずしも「自民族と自分自身を同一視したい」人々の欲求に合致してはいない。ソ連崩壊により土台となるべきアイデンティティを失ってから、歴史を扱うことの責任はいつになく重かった。それでもフリッツァークは、「自民族の歴史の汚点を、つまりヴォウインにおけるポーランド人虐殺の恐ろしい劇的事件を、ユダヤ人絶滅への参加を覆い隠すことなく書き」、ある事件が生じた状況・事情を説明はするが犯罪行為の重さを相対化してしまわない。そうした冷静さに、ミフニクは一つの突破口を見出してもいる。³⁷

36 フリッツァークはリヴィウ大学の歴史家。ポーランド語でも多くの論説や対談を刊行しており、ポーランドにおいて最も知られたウクライナ史家の一人である。彼の経歴と歴史研究について、光吉「ヤロスラフ・フリッツァーク著『ウクライナ史概略—近代ウクライナ民族の形成—』」278頁。

37 Michnik, "Szcze ne wmerla Ukrajina...," pp. 8-12.但し歴史研究と現代政治の関わりはなお密接であり、ユーシチェンコ期の2006年11月にはウクライナ議会在1932-33年の大飢饉を「ウクライナ民族に対するジェノサイド」だとする議決を採択し論争となっている。塩川伸明「解説」マーチン『アフターマティヴ・アクションの帝国』573頁註11。また、ウクライナ史における過去の栄光について、中井和夫「うそからでたまこと：ウクライナの偽書『イストーリア・ルーソフ』」和田春樹編『ロシア史の新しい世界：書物と史料の読み方』山川出版社、1986年、19-35頁。

ヨーロッパの中のポーランド：ウクライナ民主化運動への反応

ともすれば歴史的悲劇という共通の出自に立ち戻りがちなポーランド＝ウクライナ関係論ではあるが、ポスト「連帯」世代のストフスキの目には、ウクライナはもはや「兄弟」ではない。

「民主化のためのウクライナの示威行動は、数日のうちに成功裏に終わることは決してない。しかし、もしも数年というよりは数十年かかるのだとすれば、EUが今日大きな失敗や安易な「現状の追認」を自らに許すことはできない。親友たるウクライナ人たちは、私たちに、一時の政治的敗北をもたらすかもしれない。それでも私たちは、無関心でいることが許されると思っはいけない。」³⁸

数十年先を視野に、次なる変動のプロセスが始まっている。

38 Sutowski, “Ukraińcy nie wybaczą nam obojętności.”

* 本稿の草稿に対して、藤森信吉氏（北海道大学スラブ研究センター）よりコメントを頂いた。また、EUの治安部門改革（SSR）について五十嵐元道氏（北海道大学）にご教示頂いた。記して感謝する。ただし本稿に含まれ得る誤り等は筆者の責任である。